

企画環境委員会会議記録（第2号）

令和6年 6月28日

福島県議会

1 日時

令和6年 6月28日（金曜）

午前 10時59分 開議

午後 1時25分 散会

2 場所

企画環境委員会室

3 会議に付した事件

別添「議案付託表」（第1号に添付）のとおり

4 出席委員

委員長	山口 信 雄	副委員長	山 内 長
委員	長 尾 トモ子	委員	今 井 久 敏
委員	高 野 光 二	委員	佐 藤 雅 裕
委員	大 場 秀 樹	委員	佐々木 彰
委員	大 橋 沙 織	委員	山 田 真太郎

5 議事の経過概要

（午前 10時59分 開議）

山口信雄委員長

ただいま出席委員が定足数に達しているので、これより企画環境委員会を開く。

初めに、6月27日の委員会において提出を求めた資料については、手元に配付しているの確認願う。

これより生活環境部の審査に入る。

この際、本委員会の担当書記に異動があったので紹介する。

議事課渡辺主事である。

続いて、先般の人事異動により執行部側に異動があったので、新任者を紹介願う。

(次長以上の新任者自己紹介)

山口信雄委員長

以上で紹介を終わる。

これより議案の審査に入る。

本委員会に付託された知事提出議案第25号のうち本委員会所管分を議題とする。

直ちに、生活環境部長の説明を求める。

生活環境部長

(別紙「6月県議会定例会企画環境委員会生活環境部長説明要旨」により説明)

山口信雄委員長

続いて、生活環境総務課長の説明を求める。

生活環境総務課長

(別紙「議案説明資料」により説明)

山口信雄委員長

以上で説明が終わったので、これより議案に対する質疑に入る。

質疑のある方は発言願う。

高野光二委員

生2ページの新型コロナ感染症対応地方創生臨時交付金について、財源更正により減額する理由を聞く。

生活環境総務課長

新型コロナ感染症対応地方創生臨時交付金は、県全体で一定額が交付されており、各部において該当事業に充当しているものである。県全体としてなるべく残額が出ないように有効活用する観点から、総務部が中心となり部局横断で充当額を調整しており、その結果により財源更正したものである。

高野光二委員

生活環境部が直接執行した予算ではないということか。

生活環境総務課長

事業は生活環境部が行ったが、交付金を県全体で無駄なく活用する観点から、総務部がどの事業に充当するかを決めている。予算額自体は変わらないため、交付金の減額分は一般財源の増額により調整している。

高野光二委員

生5ページを見ると、国庫支出金が合計で約5,900万円減額となっているが、余った交付金を国に返還せず、一般財源に組み込んだとの解釈でよいか。

生活環境総務課長

全庁的に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を使っているのですが、生活環境部においては交付金が減額しているが、その分は他部局で増額されており、最終的に県全体で交付金を最も有効活用できるよう総務部が調整しているものである。

高野光二委員

当該交付金を全部使い切るため、国へ返還せずに一般財源に組み込むことができたという解釈でよいか。

山口信雄委員長

高野委員に述べる。この件については、総務部が全体を見て交付金を振り分けたとのことであり、十分に説明を受けたと思うが、どうか。

高野光二委員

委員長の整理でよいとは思わない。どのように財源更正されたかを皆がきちんと理解する必要があると思うが、これ以上の答弁は結構である。

次に、生4ページについて、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が約4億9,000万円減額されているが、その内容を説明願う。

生活環境総務課長

地方公共交通対策費に係る事業は地域公共交通等運行継続緊急支援金であり、燃料価格高騰対策としてバスやトラックの事業者等に支援金を交付した事業である。事業自体は当初の予定どおり実施しており、当初は物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源として充てていたが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金も充てられる内容であることから、どちらがより有利であるか総務部が判断した結果、財源更正したものである。

山口信雄委員長

ほかにないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

山口信雄委員長

なければ、以上で議案に対する質疑を終結し、これより一般的事項に対する質問に入る。

質問のある方は発言願う。

大場秀樹委員

先日の一般質問におけるパートナーシップ制度についての質問に対し、市町村説明会などを通し市町村や県民の声を丁寧に聞きながら、対象者が県営住宅入居などの県民サービスを早期に受けられるよう、今年秋頃の制度開始をめどに検討すると
の答弁を受けたが、具体的にどのような検討を進めるのか。

男女共生課長

全国的に都道府県単位でパートナーシップ制度の導入が進み、県内の市においても導入の動きが出始めており、また、県内の市町村から県としての制度導入を望む
声があることも踏まえ、制度開始に向けた検討を進めるものである。今後、市町村
に対する説明会を開催し、市町村や県民の声を丁寧に聞きながら、県営住宅入居な
どの県民サービスを早期に受けられるよう、秋頃の制度開始をめどに検討を進めて
いく。

大場秀樹委員

難しい問題であることから、丁寧な議論を願う。

次に、バス路線の維持確保について、コロナ禍による乗客数の減少に加え運転手
不足が課題である。令和5年12月定例会では、運転手不足対策として、キャッシュ
レス決済システム導入により運転手の負担を軽減すると答弁があったが、直接的
な効果はないように思う。そこで、免許取得費用に対する支援の現状や、そのほか
の取組について聞く。

生活交通課長

今年度、大型二種免許取得費用や就職支度金に対する補助制度を新設し、最も運
転手不足が深刻な新常磐交通では現時点で3名の活用を予定している。このような
制度的支援に加え、バスまつりの開催や女性運転手活躍の情報発信などにより、バ
ス業界のネガティブイメージを払拭する取組も進めていく。

大場秀樹委員

女性運転手の話があったが、更衣室やシャワー室の不備などの課題があることか
ら、女性が働く環境づくりに対しても支援を要望する。

また、バスの運転手の高齢化が進んでいるようであるが、年代別の運転手数につ
いて資料があれば提供してほしい。

山口信雄委員長

ただいま大場委員から資料要求があったが、資料提出は可能か。

生活交通課長

今年3月に策定した地域公共交通計画の中に集計した資料があるので、抜粋したものを後ほど提供する。

山口信雄委員長

それでは、お諮りする。

ただいまの資料について、委員会に提出を求めることに異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

山口信雄委員長

異議ないと認め、7月2日までに15部提出願う。

長尾トモ子委員

知事が7月8～13日までイギリス、ベルギー及びオランダに行くが、原発事故以降の本県の大変な状況をどのように海外に発信するのか。

国際課長

今回の欧州訪問の目的は大きく3つある。1つ目は、輸入規制の撤廃をはじめとした英国やEU諸国からの支援に対し、知事が直接感謝を伝えるとともに、講演会や交流会の中で本県の復興状況や魅力を発信し、欧州からのインバウンドを促進することである。2つ目は、現地の輸入事業者へのトップセールスにより県産品の安全性やおいしさ、魅力を発信し、さらなる販路拡大につなげることである。3つ目は、令和8、9年に本県で開催する大ファン・ゴッホ展(仮題)の展示作品を所蔵するオランダのクレラー・ミュラー美術館に謝意を伝えるとともに、展覧会の成功に向けた協力を依頼することである。

長尾トモ子委員

知事による世界への発信のほか、本県在住の外国人を通して本県の現状を発信することも大事であると思うが、本県在住の外国人の数や国籍別の割合を聞く。

国際課長

令和5年12月末現在で過去最高の1万7,783人となり、県人口に占める割合が初めて1%を超えたところである。国籍別では、最も多いベトナムが4,421人、2番目の中国が約3,000人、3番目のフィリピンが約2,800人である。

情報発信については、知事による海外訪問に加え、駐日外交団の本県訪問により自国において本県の正確な情報を発信してもらうほか、インフルエンサーや国際課に配置している国際交流員が本県の観光や暮らしの状況をSNSなどで発信することで、本県の正しい理解につながるよう努めていく。

長尾トモ子委員

まずは、本県に多くの外国人が生活していることを私たちも認識すべきであり、外国人の様々な困り事などの問題を共有し、支援することが大事であると思う。先日、(公財)福島県国際交流協会の会合に出席した際、今後の様々な情報発信について話し合っていて素晴らしいと思ったが、国際課と当該協会はどのように連携しているのか。

国際課長

(公財)福島県国際交流協会は、本県の国際化の推進を官民一体となって体系的に展開するため、昭和63年11月に設置された組織である。特に、外国人住民に対する相談窓口の設置や多文化共生の実現に向けた日本語教室開設の支援、「やさしい日本語」の普及などを国際交流協会に委託して一緒に進めている。なお、「やさしい日本語」とは、例えば「避難」を「逃げる」に言い換えるなど、外国人にも分かりやすい表現にした日本語のことである。引き続き、国際交流や多文化共生に向けて連携して取り組んでいく。

長尾トモ子委員

国際化が進む中、本県の多くの外国人をしっかりと支えるために皆で協力するようお願い。

今井久敏委員

特定帰還居住区域の除染について、森林の問題なども含めて現場の首長から話を聞くことが多いが、現在どのように除染を進めているのか。

中間貯蔵・除染対策課長

国はこれまでの知見等を踏まえ、除染のガイドラインに従い、帰還する住民が生活に困らないよう面的に十分な除染をする方針で進めている。森林除染については林縁から20mの範囲で実施することが原則であるが、それ以外の部分については様々な議論がなされているところである。

今井久敏委員

線量が高いという現実があることから、住民の思いに応え、できるだけ広く除染していくようお願い。

次に、電気自動車とZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の普及拡大に向けた支援について具体的に説明願う。

環境共生課長

まず、電気自動車の購入支援については、電気自動車を購入またはリースする県内の個人と法人を対象に1台当たり5万円を補助するものであり、5月17日から受付を開始している。今年度、約1,100件の補助を予定している。

次に、ZEHの普及拡大に向けた支援については、高気密、太陽光発電の設置などの特徴があるZEHを対象に1件当たり40万円を補助するものであり、5月24日から募集を開始している。今年度、約10件の補助を予定している。

高野光二委員

除染について、原発事故から13年が経過し、ある程度線量が下がっているかと思うが、現在どのような基準を適用しているのか。

中間貯蔵・除染対策課長

年間1mSv以下とする目標で実施してきたが、帰還困難区域については年間20mSv以下になることが解除要件である。場所ごとに線量の高低があることから、各市町村の除染検証委員会等でも検討しつつ、モニタリングの状況を確認しながら、これまでの知見やガイドラインを参考に適切な除染を実施していると聞いている。

高野光二委員

線量が極端に高くなければ地域住民の要望に合わせた除染をせず、帰還したくてもできないという状況があることから、できるだけ地域の要望を尊重し、国と協議するようお願い。

次に、ツキノワグマによる被害が例年より早く発生し、生活する上で非常に危険な状況と認識している。保護する対象の動物である一方、住民への危害を回避するためしっかり駆除する必要があると思うが、県はツキノワグマ被害に対してどのように対策するのか。

自然保護課長

ツキノワグマの目撃件数が非常に増えており、まずは県民への注意喚起のほか、野生鳥獣が人里に来ないように移動ルートのやぶを刈るなどの生息環境の管理や、柵

を立てるなどの被害防除を行っている。さらに、人里近くにきた危険な個体はしっかりと駆除する対策を組み合わせている。今年4月、熊が指定管理鳥獣に追加され、国の財源を活用しながら捕獲等を進められるようになった一方、専門家による国の検討会の中では、熊は繁殖率が低いため、保護の観点も入れながら必要な調査を行い、過剰に捕獲しないよう対応すべきであると言われている。県としても、ツキノワグマ管理検討会での専門家の意見や、国が秋頃までに作成予定のガイドラインなどを踏まえながら対応を考えていく。一方、人里に下りてきた有害個体の捕獲については市町村を中心に既に進められており、これに対しても十分に支援していく。

高野光二委員

法律上、捕獲や殺処分する対策が取りにくいと思うが、昨年度はドングリや栗などの食べ物が非常に豊富で子供の数が多いと言われている。熊による被害を目の当たりにすると、頭数を減らすことが最も大切であると実感し、捕獲した熊をまた放すことはとても考えにくい。県民の熊に対する危機感を十分に受け止めた上で対策を講じるよう要望する。

次に、金属スクラップヤードについて私の地元でも苦情があり、塀の高さ以上に積み上げている業者や電化製品を持ち込んでいる業者が見受けられる。私の地元では外国人経営者が多く、何度指導しても改善されない状況があることから、きちんと監視しながら適切な対応を取ってほしいと思うが、どうか。

産業廃棄物課長

金属スクラップヤードについては、取り扱う物が有価物であるため廃棄物処理法上の廃棄物に該当しないことから、同法に基づきこれを調査し指導する権限はない。騒音や振動を規制する法律はあるが、その部分だけで規制するしかないことから、検討中の条例では、囲いの設置や積み上げの高さなどに基準を設け、事業場の設置に関して規制をかける方針である。

高野光二委員

申請を受け許可しているなら調査や指導ができるはずであり、苦情にすぐ対応できるように許可要件を精査しながら規制していく必要があると思うが、どうか。

産業廃棄物課長

条例により規制していく予定である。

山口信雄委員長

一般的事項に対する質問の途中であるが、暫時休憩する。

再開は午後1時とする。

(午前 11時57分 休憩)

(午後 0時59分 開議)

山口信雄委員長

再開する。

休憩前に引き続き、一般的事項に対する質問を行う。

質問のある方は発言願う。

長尾トモ子委員

ふくしま涼み処の数と電気代等に対する補助金の有無を聞く。

環境共生課長

ふくしま涼み処は、猛暑の際の一時的な休憩施設として6月1日から運用を開始し、6月27日現在で454か所の公共施設と822か所の民間施設、合計で1,276か所の施設が登録されている。エアコンなどにより涼しく、椅子の設置など休憩できるスペースがある施設に登録を依頼し、ボランティア的に協力してもらっている。県からの補助金等はない。

長尾トモ子委員

ボランティア的な要素はあると思うが、高齢者や障がい者のことも考えて場を設けてくれる相手方に対し、補助金でなくとも何らかの手当や気持ちを県から返すことを検討するよう要望する。

次に、環境創造センターがF-R-E-Iと連携することになっているが、今後、両者の関係はどのようになるのか。

生活環境総務課長

環境創造センターの中には日本原子力研究開発機構と国立環境研究所の2つの国の研究機関が入っており、F-R-E-Iの基本構想において、両研究機関が行っている環境動態、主にセシウムがどのように環境間で移動するかといった研究分野についてF-R-E-Iに統合することが決定している。現在、復興庁が中心となり、関係

省庁や県も交えて統合の在り方を検討しているところである。国と県が協力して本県の環境回復や環境創造に取り組むことが環境創造センターを設置した趣旨であり、これまで協力してもらった2団体やF-R-E-Iと共に、本県の環境回復等にしっかりと取り組んでいく。

長尾トモ子委員

詳細は検討中とのことであるが、研究の成果を多くの子供たちや県民に伝える場が必要であり、コミュタン福島との関係はとても大事であると思う。また、放射能の研究だけではなく、本県の美しい自然や水環境といったすばらしさも発信していくべきであり、F-R-E-Iとの統合に際してそのような考えも反映させるべきと思うが、部長の考えを聞く。

生活環境部長

環境創造センターは本県の環境回復の重要な拠点であり、子供たちの環境学習も含めてこれからもしっかりと対応していかなければならないと考えている。現在、国の研究機関に入ってもらい環境回復に向けた取組を進めており、今後、F-R-E-Iとの統合の動きもあることから、県と国がさらに連携を深めながら、しっかり前を向いて一生懸命取り組んでいきたい。

長尾トモ子委員

これからも注視していくのでよろしく願う。

大橋沙織委員

パートナーシップ制度について、先日の大場議員の一般質問に対する答弁では秋頃に導入予定と部長が明言した一方、同日の私の一般質問に対する答弁では時期について明言されなかったが、改めて導入予定の時期を部長に聞く。

生活環境部長

導入時期は秋頃をめどとしている。2月定例会で導入に向けて検討していくことを答弁し、その後、各県の取組状況や県内の動きも含め検討を重ね、今定例会に臨んだところである。この問題に対しては様々な考えがあることを十分承知しており、今後、市町村や県民からの声を聞く機会を設けながら、秋頃の制度開始に向けて取り組んでいく。

大橋沙織委員

パートナーシップ制度の導入を何度か求めてきた中、2月定例会において「検討

する」との答弁があり、今定例会においては「秋頃」という時期も明言され、今までの「情報収集」といった答弁の範囲から一気に進んだと思う。制度の実現は大変よいことであり、その点について私たちの姿勢が変わるものではないことを述べておく。また、一般質問の翌日、地元紙で内容の詳細が報道されていたが、時間制限があるとはいえ、議会の場でもしっかりと答弁すればより充実したものになったことも指摘する。

新聞報道には制度の導入に向けてパブリックコメントを行うと書いてあったが、その時期などについて聞く。

男女共生課長

県民の声を丁寧に聞く手法の一つとしてのパブリックコメントであるが、時期は調整中である。

大橋沙織委員

パートナーシップ制度導入予定の秋頃から逆算すれば、比較的近いうちにパブリックコメントを実施するかと思うが、制度に対し様々な考え方があることから、引き続き理解醸成も進めていく必要があり、様々な意見が寄せられて充実したパブリックコメントになるよう願う。

さらに、パートナーシップ制度導入に向けた他県の動きなども踏まえ、提案込みで2つ質問する。

1つ目は、福島県犯罪被害者等支援条例との関係であり、全国的に犯罪被害者等支援条例において同性パートナーも犯罪被害者の遺族として認めているところもあるようである。また、3月の最高裁判決において、被害者遺族の給付金に関しても同性パートナーを遺族と認める判断が示されたところであり、本県の条例にもパートナーシップ制度を反映してほしいと思うが、どうか。

2つ目は、住民票についての他県の動向であり、長崎県大村市では住民票上も同性カップルを認めているようである。今後、県がパートナーシップ制度を導入すれば、未導入の県内市町村にも積極的に働きかけることができ、その際に住民票上も同性パートナーを認めるような表記の検討も働きかけるよう要望するが、どうか。

男女共生課長

1つ目の犯罪被害者に対する支援については、委員の意見も踏まえ、今後どのようなサービスを構築するか検討していく。

2つ目の住民票の続柄の表示については市町村の事務であり、今回県が検討しているパートナーシップ制度においては、まずは県の行政サービスについて考えていく。

大橋沙織委員

パートナーシップ制度が充実したものとなるよう、今回の意見も踏まえながら取組を進めてほしい。

次に、カーボンニュートラル条例について、9月定例会で議案が提出されるかと思うが、現在実施中のパブリックコメントに寄せられた意見の件数や内容について聞く。

環境共生課長

9月定例会での提案を目指して検討を進めており、6月5日からパブリックコメントを実施している。現在、5名から意見をもらっており、県内の産学と優先的に連携協働すべきとの意見や、電動車は皆が期待するほど温室効果ガス削減につながらないとの意見、カーボンニュートラルに向けた投資について県内企業へ優先的に取り組んでほしいとの意見などがあつた。また、条例そのものには関係ないが、世界の排出量の中で本県の排出量が占める割合はほんのわずかであり、それほど金をかけるべきなのかとの意見や、先達山の太陽光発電施設の中止に関する意見もあつた。

大橋沙織委員

議員からの様々な意見も反映させるとともに、パブリックコメントにもさらに多くの意見が寄せられることを願う。また、先日の地球温暖化・災害に強い県づくり対策特別委員会でカーボンニュートラル条例の概要について説明があつたが、常任委員会の場でも同じような説明があつてもよかったと思うので、意見として述べておく。

今日の福島民友新聞で、郡山市の砂欠山の不正工事に対して県が中止を指示したとの記事を読んだが、情報提供があつたから県は動けたのであり、大規模な山林開発やメガ発電推進関係の工事を事業者任せにすると環境への配慮がかなり乏しくなると思う。カーボンニュートラル条例案では環境への配慮が努力義務にとどまっており、それでは不十分ではないか。宮城県は再エネ課税条例を今年度から導入し、他県でも同様の動きがある中、環境保全について条例上の位置づけをより強化すべ

きと思うが、どうか。

環境共生課長

現在検討を進めているカーボンニュートラル条例は、何かを規制したり義務化したりする条例ではなく、将来世代に良好な環境を継承するために、2050年のカーボンニュートラル実現に向けて、全ての県民、事業者理解と共感を得ながら一体となって取り組むための条例である。委員指摘のとおり、再生可能エネルギーの設置等において環境保全の考え方は重要であり、当課の所管では、環境影響評価法や環境影響評価条例に基づき、環境保全上より望ましいものとなるよう適正に対応していく。

大橋沙織委員

再生可能エネルギーを進めるに当たり、森林法を含め様々な法律の立てつけが非常に甘いことから、全国各地で住民の反対運動や災害が発生している。今回のカーボンニュートラル条例は、皆の理解を得ながら協力して取り組むという優しい条例であるが、規制や義務化の観点も必要であると考えている。

現在、海外や県外の大手企業が再生可能エネルギーを県内で進める際、山が狙われているという印象がある。県外企業が県内の土地を開発し、利益が全て県外に流出することは問題である。長野県では地元利益を循環させる取組を実施しているようであり、他県の事例も参考にしながら、環境保全とともに再生可能エネルギーの利益を県内に循環させる観点が必要と思うが、どうか。

環境共生課長

2050年カーボンニュートラルの実現は喫緊の課題であり、徹底的な省エネルギーと脱炭素化を図らなければならないところであるが、主に再生可能エネルギーの発電については企画調整部が2040年へ向けての取組を実施しており、発電設備であれば企画調整部の所管であると考えている。

大橋沙織委員

環境保全と再生可能エネルギーは一体であると思うので、カーボンニュートラル条例も含め、部局横断でより実効性のある取組の実現を要望する。

山口信雄委員長

ほかにないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

山口信雄委員長

なければ、以上で一般的事項に対する質問を終結する。

これをもって、生活環境部の審査を終わる。

本日は、以上で委員会を終わる。

7月2日は、午前11時より委員会を開く。

審査日程は、議案及び請願の採決についてである。

これをもって散会する。

(午後 1時25分 散会)